

土岐市が発注する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)対象工事の発注から契約までのフロー

①指名通知兼入札要領及び建設リサイクル法対象工事である旨の通知

※対象工事については、指名通知の他「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について」(文章1)で対象工事である旨を明示します。

②入札・落札

※設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算・応札してください。

③分別解体等及び再資源化等の計画等の策定

※現地を調査の上、分別解体等の計画を策定してください。

④工事担当課へ書面を交付して、分別解体等及び再資源化等についての説明。

※建設リサイクル法第12条関係。様式の定めはありません。参考様式1～4を利用していただいても結構です。

⑤工事担当課との協議。必要に応じて書面の内容を変更。

⑥落札から1週間以内に協議が成立しない場合は、「契約書提出の遅延について」(別紙2)を契約係へ提出のこと。

※契約日は原則として落札の日の7日後です。

⑦工事担当課との協議結果に基づき、契約書添付様式(別紙1)を3部作成。

※建設リサイクル法第13条関係。様式は「別紙1」

⑧工事担当課へ3部提出し、受付印を押印したものを2部返却してもらう。

⑨契約書の作成。

※契約書の様式(別紙)が一部変更になりました。「6 解体工事に要する費用等」欄には、建設リサイクル法対象工事の場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙1を工事請負契約約款の次に綴じ込みます。対象外工事の場合は「該当無し」と記載し、別紙1は使用しません。

⑩契約。工事着手。

※政令等に示された手順・方法で分別解体等及び再資源化等を実施してください。

⑪再資源化等の完了後、工事担当課へ書面で報告。

※建設リサイクル法第18条関係。様式の定めはありません。参考様式5を利用していただいても結構です。